四日市市告示第103号

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月14日

四日市市長 森智 広

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域密着型サービス事業者等の指導及び監査実施要綱(平成19年四日市 市告示第9号)の一部を次のように改正する。

改正後

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成 9年法律第123号。以下「法」という。) に定める指定地域密着型介護サービス 事業者、指定地域密着型介護予防サービ ス事業者、指定居宅介護支援事業者、指 定介護予防支援事業者及び第1号事業 に係る指定事業者並びに四日市市基準 該当サービス事業者の登録等に関する 規則(平成12年四日市市規則第32 号。以下「規則」という。) に定める基 準該当サービス事業者(以下「指定地域 密着型サービス事業者等」という。)の 介護給付、予防給付及び第1号事業支給 費(以下「介護給付等」という。)に係 る地域密着型サービス、地域密着型介護 予防サービス、居宅介護支援、介護予防 支援及び第1号事業(以下「介護給付等 対象サービス」という。)の内容並びに

改正前

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成 9年法律第123号。以下「法」という。) に定める指定地域密着型介護サービス 事業者、指定地域密着型介護予防サービ ス事業者及び指定介護予防支援事業者 (以下「指定地域密着型サービス事業者 等」という。)の介護給付及び予防給付 (以下「介護給付等」という。)に係る 地域密着型サービス及び地域密着型介 護予防サービス等 (以下「介護給付等対 象サービス」という。)の内容並びに介 護給付等にかかる費用(以下「介護報酬」 という。)の請求に関する指導及び監査 を実施し、必要な指導及び助言を行うこ とにより、介護給付等対象サービスの質 の確保及び保険給付の適正化を図るこ とを目的とする。

介護給付等にかかる費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導及び監査を実施し、必要な指導及び助言を行うことにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(実施計画)

第2条 (略)

2 (略)

3 国又は県が指定地域密着型サービス 事業者等と併設又は同一敷地内に所在 する法に定める指定居宅サービス事業 者、指定介護予防サービス事業者、指定 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 指定介護療養型医療施設及び介護医療 院に対して指導を実施するときは、前2 項の規定に係らず、同時に実施するよう に努めるものとし、必要な調整を行うも のとする。

(監査方法等)

- 第13条 監査方法については、次のと おりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 行政上の措置

ア 勧告

指定地域密着型サービス事業者 等が国で定める人員、設備及び運営 に関する基準に違反したことが確 認された場合、当該指定地域密着型 サービス事業者等に対し、期限を定 めて、文書により基準を遵守すべき ことを勧告することができる。 (実施計画)

第2条 (略)

2 (略)

3 国又は県が指定地域密着型サービス 事業者等と併設又は同一敷地内に所在 する法に定める指定居宅サービス事業 者、指定居宅介護支援事業者、指定介護 者、指定居宅介護支援事業者、指定介護 予防サービス事業者、指定介護老人福祉 施設、介護老人保健施設及び指定介護療 養型医療施設に対して指導を実施する ときは、前2項の規定に係らず、同時に 実施するように努めるものとし、必要な 調整を行うものとする。

(監査方法等)

- 第13条 監査方法については、次のと おりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 行政上の措置

ア 勧告

指定地域密着型サービス事業者 等が国で定める人員、設備及び運営 に関する基準に違反したことが確 認された場合、当該指定地域密着型 サービス事業者等に対し、期限を定 めて、文書により基準を遵守すべき ことを勧告することができる。 これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該 指定地域密着型サービス事業者等 は、期限内に文書により報告を行う ものとする。

イ 命令

指定地域密着型サービス事業者 等が正当な理由がなくてその勧告 に係る措置をとらなかったときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者等に対し、期限を定めて、その勧 告に係る措置をとるべきことを命 令することができる。

なお、命令をした場合には、その 旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該 指定地域密着型サービス事業者等 は、期限内に文書により報告を行う ものとする。

ウ 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止 (以下「指定の取消等」という。) 市長は、法第78条の10、第8 4条、第115条の19、第115 条の29及び第115条の45の 9のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。 これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該 指定地域密着型サービス事業者等 は、期限内に文書により報告を行う ものとする。

イ 命令

指定地域密着型サービス事業者 等が正当な理由がなくてその勧告 に係る措置をとらなかったときは、 当該指定地域密着型サービス事業 者等に対し、期限を定めて、その勧 告に係る措置をとるべきことを命 令することができる。

なお、命令をした場合には、その 旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該 指定地域密着型サービス事業者等 は、期限内に文書により報告を行う ものとする。

ウ 指定・許可の取消し、指定・許可の全部又はその一部の効力の停止 (以下「指定の取消等」という。) 市長は、法第78条の10、第1 15条の19及び第115条の2 9のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。 (3)及び(4) (略)

(連絡調整会議)

第16条 (略)

- 2 連絡調整会議の事務局は健康福祉部 健康福祉課福祉監査室内に置く。
- 3 (略)

(3)及び(4) (略)

(連絡調整会議)

第16条 (略)

- 2 連絡調整会議の事務局は健康福祉部 介護・高齢福祉課内に置く。
- 3 (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)